

令和 8 年度 水質検査計画（案）



第25回「児童・生徒図画・ポスターコンクール」特選作品

水道水 みんなの命の 必需品

第25回「水道に関する標語」特選作品

 鳥取市水道局

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	水道の原水及び水道水の状況	5
4	検査する検体の採取地点	5
5	検査項目及び検査回数	5
6	検査方法及び検査の委託	10
7	臨時の検査	10
8	検査計画及び検査結果の公表	10
9	検査結果の評価と検査計画の見直し	11
10	検査結果の信頼性確保と精度管理	11
11	関係機関との連携	11
資料 1		12
・ 江山浄水場配水区域（鳥取・国府・福部・河原地域）		13
・ 河原地域（江山浄水場配水区域は除く）		15
・ 青谷地域（統合前上水）		
資料 2		17
・ 鳥取地域	} （江山浄水場配水区域を除いた配水区域）	18
・ 国府地域		
・ 福部地域		
・ 用瀬地域		
・ 佐治地域		
・ 気高地域		
・ 鹿野地域		
・ 青谷地域	（統合前上水を除いた配水区域）	
資料 3		24
・ 検査箇所一覧表		24
・ 図 面		33

第 25 回「児童・生徒図画・ポスターコンクール」特選作品 鳥取大学附属中学校 2 年 竹森 咲葵さん

第 25 回「水道に関する標語」特選作品 鳥取市立青谷小学校 4 年 道谷 すみれさん

1 基本方針

水道局が供給する水道水が、安全で良質な水道水であることを確認するため、以下の方針により水質検査（以下「検査」という。）を行います。

(1) 検査対象

水道法等（以下「法令」という。）で検査が義務付けられている給水栓水（蛇口から出る水道水）に加え、浄水（浄水場の出口の水道水）及び原水（水道水の元となる水）とします。

(2) 検査項目

法令で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理上留意すべきものとされている水質管理目標設定項目、その他の項目とします。

(3) 年間検査回数

水源の種類、検査項目の過去3年間における検査結果などを考慮して定めています。また、年間検査回数（以下「検査回数」という。）は、毎年見直しを行います。

2 水道事業の概要

平成29年4月1日から簡易水道事業と飲料水供給施設が鳥取市上水道事業に統合されました。それに伴い、従来の上水道事業を統合前上水道事業（以下「統合前上水」という。）、前述の簡易水道事業及び飲料水供給施設を統合前簡易水道事業（以下「統合前簡水」という。）と呼称することとしました。

鳥取市の水道は、河川の伏流水、表流水及び浅井戸などを原水としています。主要となる江山浄水場では、膜ろ過法による浄水処理を行った水道水を供給しています。

また、統合前上水や統合前簡水の小規模施設の浄水方法については、ほとんどが塩素消毒のみによる浄水方法です。しかし、一部の給水区域については、ばっ気、膜ろ過法、急速ろ過法、緩速ろ過法と塩素消毒を併用した浄水方法により水道水を供給しています。

鳥取市ではこのような浄水方式により、江山浄水場、曳田浄水場、城山浄水場など合計73か所の浄水場があり、安心・安全な水道水を176,815人（令和7年3月末現在）の皆様にお届けしています。

< 浄水場の施設概要 >

(1) 鳥取・国府・福部・河原地域の一部

浄水場名	江山浄水場		
所在地	横枕		
水源	叶水源（叶1号系）	国安水源（叶2号系）	向国安水源（向国安系）
水源種別	伏流水		
浄水処理方法	膜ろ過 苛性ソーダ 塩素消毒		
施設能力	80,000m ³ /日		

(2) 鳥取地域

浄水場名	河内浄水場	有富浄水場	辛川浄水場	岩坪浄水場	上砂見浄水場	細見浄水場
所在地	河内	有富	福井	岩坪	上砂見	細見
水源種別	浅井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸
浄水処理方法	膜ろ過 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒
施設能力	122.4m ³ /日	50.9m ³ /日	14.0m ³ /日	180.0m ³ /日	186.4m ³ /日	73.0m ³ /日

浄水場名	高路浄水場	百谷浄水場	明治浄水場	神戸浄水場	御熊浄水場
所在地	高路	百谷	槇原	中砂見	御熊
水源種別	深井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	深井戸
浄水処理方法	急速ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	膜ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
施設能力	86.0m ³ /日	30.9m ³ /日	288.0m ³ /日	227.0m ³ /日	19.0m ³ /日

(3) 国府地域

浄水場名	山崎浄水場	雨滝浄水場	大石浄水場	楠城浄水場	神護浄水場	上地浄水場
所在地	国府町山崎	国府町雨滝	国府町大石	国府町楠城	国府町神護	国府町上地
水源種別	深井戸 (2箇所)	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸
浄水処理 方法	塩素消毒	塩素消毒 紫外線	膜ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒
施設能力	679.4m ³ / 日	57.0m ³ / 日	43.0m ³ / 日	50.0m ³ / 日	34.0m ³ / 日	24.5m ³ / 日

浄水場名	荒舟浄水場
所在地	国府町荒舟
水源種別	伏流水
浄水処理 方法	塩素消毒
施設能力	23.0m ³ / 日

(4) 福部地域

浄水場名	蔵見浄水場	上野浄水場	箭溪浄水場
所在地	福部町南田	福部町左近	福部町八重原
水源種別	深井戸	深井戸	深井戸
浄水処理 方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
施設能力	195.9m ³ / 日	118.5m ³ / 日	132.8m ³ / 日

(5) 河原地域

浄水場名	曳田浄水場	水根浄水場	稲常浄水場	北村浄水場	小河内浄水場	落河内浄水場
所在地	河原町曳田	河原町水根	河原町稲常	河原町北村	河原町小河内	河原町北村
水源種別	浅井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	浅井戸
浄水処理 方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
施設能力	1,288.4m ³ / 日	173.0m ³ / 日	28.0m ³ / 日	143.7m ³ / 日	97.7m ³ / 日	4.5m ³ / 日

浄水場名	新田浄水場
所在地	河原町小河内
水源種別	湧水
浄水処理 方法	緩速ろ過 塩素消毒
施設能力	3.7m ³ / 日

(6) 用瀬地域

浄水場名	用瀬浄水場	大村浄水場	樟原浄水場	社中央浄水場	上安蔵浄水場	屋住浄水場
所在地	用瀬町用瀬	用瀬町古用瀬	用瀬町樟原	用瀬町安蔵	用瀬町安蔵	用瀬町屋住
水源種別	浅井戸	浅井戸	深井戸	表流水	伏流水	浅井戸
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	膜ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
施設能力	525.0m ³ /日	673.0m ³ /日	175.0m ³ /日	152.0m ³ /日	37.4m ³ /日	39.7m ³ /日

浄水場名	江波浄水場
所在地	用瀬町江波
水源種別	表流水
浄水処理方法	緩速ろ過 塩素消毒
施設能力	37.0m ³ /日

(7) 佐治地域

浄水場名	華立浄水場	中島浄水場	中佐治浄水場	西加茂浄水場	津無浄水場	津野浄水場
所在地	佐治町葛谷	佐治町古市	佐治町高山	佐治町加茂	佐治町津無	佐治町津野
水源種別	深井戸	浅井戸	湧水	浅井戸	深井戸	湧水 (3箇所)
浄水処理方法	膜ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
施設能力	252.0m ³ /日	70.0m ³ /日	501.0m ³ /日	33.0m ³ /日	57.6m ³ /日	92.0m ³ /日

浄水場名	大水浄水場	畑浄水場	つく谷浄水場	余戸浄水場	河本浄水場	尾際浄水場
所在地	佐治町加茂	佐治町畑	佐治町つく谷	佐治町余戸	佐治町河本	佐治町尾際
水源種別	湧水	湧水	湧水	深井戸	湧水	深井戸
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒
施設能力	46.0m ³ /日	65.0m ³ /日	104.5m ³ /日	57.6m ³ /日	30.0m ³ /日	52.5m ³ /日

浄水場名	万蔵浄水場
所在地	佐治町福園
水源種別	浅井戸
浄水処理方法	塩素消毒
施設能力	32.0m ³ /日

(8) 気高地域

浄水場名	下光元浄水場	常松浄水場	宝木浄水場	宿浄水場	常松瑞穂浄水場	八幡浄水場
所在地	気高町下光元	気高町常松	気高町宝木	気高町宿	気高町常松	気高町八幡
水源種別	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	浅井戸
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
施設能力	273.0m ³ /日	41.0m ³ /日	642.0m ³ /日	355.0m ³ /日	186.0m ³ /日	690.0m ³ /日

浄水場名	高江浄水場	殿浄水場	会下浄水場	船磯浄水場
所在地	気高町高江	気高町殿	気高町会下	気高町八束水
水源種別	深井戸 (2箇所)	深井戸	深井戸	湧水
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒
施設能力	1,361.0m ³ /日	521.5m ³ /日	399.9m ³ /日	256.5m ³ /日

(9) 鹿野地域

浄水場名	鹿野浄水場	今市浄水場	勝谷浄水場	河内上条浄水場	鹿野小畑浄水場
所在地	鹿野町鹿野	鹿野町今市	鹿野町宮方	鹿野町河内	鹿野町水谷
水源種別	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	伏流水
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
施設能力	730.0m ³ /日	1,669.0m ³ /日	155.8m ³ /日	42.0m ³ /日	21.0m ³ /日

(10) 青谷地域

浄水場名	城山浄水場	青谷小畑浄水場	河原浄水場
所在地	青谷町亀尻	青谷町小畑	青谷町河原
水源種別	湧水 浅井戸	表流水 (2箇所)	深井戸
浄水処理方法	膜ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒
施設能力	2,400m ³ /日	324.0m ³ /日	173.6m ³ /日

浄水場名	桑原浄水場	長和瀬浄水場	蔵内浄水場	八葉寺浄水場	早牛浄水場	露谷浄水場
所在地	青谷町桑原	青谷町長和瀬	青谷町蔵内	青谷町八葉寺	青谷町早牛	青谷町露谷
水源種別	表流水	深井戸	湧水	湧水	表流水	湧水
浄水処理方法	緩速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒
施設能力	286.0m ³ /日	216.0m ³ /日	120.1m ³ /日	32.0m ³ /日	156.9m ³ /日	11.0m ³ /日

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

原水の水質については、水道水の水質基準と比較して良好な状態を保っています。

しかし、原水の汚濁要因や水質管理上留意しなければならないこととして、次のような点が挙げられます。

ア 水質汚濁事故(交通事故等による油類等の流出)、不法投棄による河川の汚染

イ 洪水、降雨による原水濁度の急激な上昇

ウ 生活排水の流入

エ 農薬散布による農薬類の流入

オ クリプトスポリジウム等の混入

カ その他

(2) 水道水の状況

鳥取市の水道水は、法令で定められた水質基準にすべて適合しています。

4 検査する検体の採取地点（図面 図1～4参照）

(1) 給水栓水

ア 毎日検査項目

配水系統を代表する給水栓で、検査を行います。

イ 水質基準項目等

配水系統を考慮し、給水区域内の給水栓で採取し、検査を行います。

(2) 江山浄水場浄水

江山浄水場浄水を採取し、検査を行います。

(3) 原水及び河川水

水源については、浄水場ごとの原水を採取し、検査を行います。

鳥取市では、地表の河川と水理的な関係が強い伏流水や周りの環境により水質や水量が変化しやすい浅井戸を原水としている施設が多くあるため、河川の表流水についても河川水質の把握を目的として原水と同様に検査を行います。ただし、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第59号）による検査ではなく、水道水の水質基準等による検査とし、検査結果による評価は行いません。

5 検査の項目及び検査回数

< 給水栓水及び浄水 >

(1) 毎日検査項目（給水栓水のみ）

法令で1日1回以上の検査が義務付けられており、一部を除いて私人に委託し、毎日1回給水栓水に異常がないことを確認します。

毎日検査項目の検査回数

項 目	評 価	検査回数
色	異常がないこと	365
濁り	異常がないこと	
消毒効果（残留塩素）	遊離残留塩素濃度として0.1 mg/L以上	

※ 江山浄水場では、薬品の注入を適正に行うためpH値、濁度、残留塩素濃度、更に原水の安全性を確認するため、魚類監視により24時間体制で監視しています。

(2) 水質基準項目

水質基準項目(52項目)の検査については、次表「水質基準項目の基本的な検査回数」としますが、原水及び給水栓水における過去3年間の検査データや水源の汚染状況、そして浄水処理の方法などを踏まえて検討し、安全性を考慮した上で決定します。^(注)

なお、各地点の検査回数は、資料の水質検査計画表をご覧ください。

水質基準項目の基本的な検査回数

項 目		基準値	法令に基づく 検査回数	検査回数	備考	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1 2	1 2	病原生物による 汚染の指標	
2	大腸菌	検出されないこと				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4 ※ ¹	4	無機物/金属類	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下		1		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下		4		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下				
8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L 以下				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下				
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下				
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下				
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4 ※ ¹	4	一般有機物	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下			有機フッ素化合物	
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下			一般有機物	
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下			4	消毒副生成物
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下				
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下				
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下				
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下				
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下				
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下				
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下				
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下				
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下				
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	4 ※ ¹	4	金属類	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下				
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下				
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下				
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下				
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	1 2	1 2	味	
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下				
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	4 ※ ¹	4	発泡	
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	1 ※ ²	1	かび臭	
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	4 ※ ¹		1	発泡 臭気
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下				
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下				
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	1 2	1 2	味	
48	pH値	5.8～8.6				
49	味	異常でないこと			基礎的性状	
50	臭気	異常でないこと				
51	色度	5 度以下				
52	濁度	2 度以下				

※¹ 過去3年間における検査結果が水質基準値の1/5以下であるときは、検査回数を1年に1回にすることができ、水質基準値の1/10以下の場合は、3年に1回とすることができ、

※² 2-メチルイソボルネオール及びジェオスミンはカビ臭の元となる藍藻類が生成する化学物質の一つです。藍藻類は夏季に繁殖が進むため、カビ臭原因物質の生成が増加する傾向にあります。そのため、夏季の7～9月に検査を実施します。

（注）年度途中に検査回数の変更の必要性が生じた場合、変更になる場合があります。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべきものとされている項目で、より質の高い水道水を目指し将来にわたって水道水の安全を確保するために設定されたものです。本市では水質管理目標設定項目26項目のうち、省略できる2項目を除いた24（農薬類を除く地点は23）項目について以下のとおり検査を行います。

また、検査回数は、「水質目標設定項目の基本的な検査回数」とし、一部の給水栓において検査を行います。検査箇所については、資料3の検査箇所一覧表をご覧ください。

水質管理目標設定項目の基本的な検査回数

項 目	検査回数	項 目	検査回数
アンチモン及びその化合物	1	マンガン及びその化合物	1
ウラン及びその化合物		遊離炭酸	
ニッケル及びその化合物		1,1,1-トリクロロエタン	
1,2-ジクロロエタン		メチル-tert-ブチルエーテル	
トルエン		有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) ※2	
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		臭気強度(TON)	
亜塩素酸	二酸化塩素を 消毒剤として 使用していな いため省略	蒸発残留物	
二酸化塩素		濁度	
ジクロロアセトニトリル	1	pH値	
抱水クロラール		腐食性(ランゲリア指数)	
農薬類	1 ※1	従属栄養細菌	
残留塩素	1	1,1-ジクロロエチレン	
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		アルミニウム及びその化合物	

※1 農薬類は、散布量が多い夏季を中心に検査を行います。検査する農薬は国が定める「農薬類の対象リスト」について全て行い、次表「農薬類の内訳表」のとおりです。

※2 有機物(全有機炭素(TOC)の量)の検査で代替します。

農薬類の内訳表

番 号	項 目	番 号	項 目
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	61	チオベンカルブ
2	2,2-DPA (ダラポン)	62	テフリルトリオン
3	2,4-D (2,4-PA)	63	テルブカルブ (MBPMC)
4	EPN	64	トリクロピル
5	MCPA	65	トリクロルホン (DEP)
6	アシュラム	66	トリシクラゾール
7	アセフェート	67	トリフルラリン
8	アトラジン	68	ナプロパミド
9	アニロホス	69	パラコート
10	アミトラズ	70	ピペロホス
11	アラクロール	71	ピラクロニル
12	イソキサチオン	72	ピラゾキシフェン
13	イソフェンホス	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
14	イソプロカルブ (MIPC)	74	ピリダフェンチオン
15	イソプロチオラン (IPT)	75	ピリブチカルブ
16	イブフェンカルバゾン	76	ピロキロン
17	イプロベンホス (IBP)	77	フィプロニル
18	イミノクタジン	78	フェニトロチオン (MEP)
19	インダノファン	79	フェノブカルブ (BPMC)
20	エスプロカルブ	80	フェリムゾン
21	エトフェンブロックス	81	フェンチオン (MPP)
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	82	フェントエート (PAP)
23	オキサジクロメホン	83	フェントラザミド
24	オキシ銅 (有機銅)	84	フサライド
25	オリサストロビン	85	ブタクロール
26	カズサホス	86	ブタミホス
27	カフェンストロール	87	ブプロフェジン
28	カルタップ	88	フルアジナム
29	カルバリル (NAC)	89	プレチラクロール
30	カルボフラン	90	プロシミドン
31	キノクラミン (ACN)	91	プロチオホス
32	キャプタン	92	プロピコナゾール
33	クミルロン	93	プロピザミド
34	グリホサート	94	プロベナゾール
35	グルホシネート	95	プロモブチド
36	クロメブロップ	96	ベノミル
37	クロルニトロフェン (CNP)	97	ペンシクロン
38	クロルピリホス	98	ベンゾビシクロン
39	クロロタロニル (TPN)	99	ベンゾフェナップ
40	シアナジン	100	ベンタゾン
41	シアノホス (CYAP)	101	ペンディメタリン
42	ジウロン (DCMU)	102	ベンフラカルブ
43	ジクロベニル (DBN)	103	ベンフルラリン (ベスロジン)
44	ジクロルボス (DDVP)	104	ベンフレセート
45	ジクワット	105	ホスチアゼート
46	ジスルホトン (エチルチオメン)	106	マラチオン (マラソン)
47	ジチオカルバメート系農薬	107	メコブロップ (MCP)
48	ジチオビル	108	メソミル
49	シハロホップブチル	109	メタラキシル
50	シマジン (CAT)	110	メチダチオン (DMTP)
51	ジメタメトリン	111	メトミノストロビン
52	ジメトエート	112	メトリブジン
53	シメトリン	113	メフェナセート
54	ダイアジノン	114	メブロニル
55	ダイムロン	115	モリネート
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及び メチルイソチオシアネート		
57	チアジニル		
58	チウラム		
59	チオジカルブ		
60	チオファネートメチル		

< 原水及び河川水 >

(1) 水質基準項目

水質基準項目のうち消毒副生成物等を除いた40項目の水質検査については、「水質基準項目の基本的な検査回数」としますが、過去の検査データや水源の汚染状況、そして浄水処理の方法などを踏まえて検討し、「安全性」を考慮した上で決定します。(注)

なお、各地点の検査回数は、資料の水質検査計画表をご覧ください。

水質基準項目の基本的な検査回数

項 目	検査回数	項 目	検査回数
一般細菌	1	総トリハロメタン	消毒副生成物 のため実施し ない
大腸菌		トリクロロ酢酸	
カドミウム及びその化合物		ブロモジクロロメタン	
水銀及びその化合物		ブロモホルム	
セレン及びその化合物		ホルムアルデヒド	
鉛及びその化合物		亜鉛及びその化合物	1
ヒ素及びその化合物		アルミニウム及びその化合物	
六価クロム及びその化合物		鉄及びその化合物	
亜硝酸態窒素		銅及びその化合物	
シアン化物イオン及び塩化シアン		ナトリウム及びその化合物	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		マンガン及びその化合物	
フッ素及びその化合物		塩化物イオン	
ホウ素及びその化合物		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	
四塩化炭素		蒸発残留物	
1,4-ジオキサン		陰イオン界面活性剤	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		ジェオスミン	1※1
ジクロロメタン		2-メチルイソボルネオール	
テトラクロロエチレン		非イオン界面活性剤	1
トリクロロエチレン		フェノール類	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)		有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
塩素酸	消毒副生成 物のため実 施しない	pH値	
クロロ酢酸		臭気	
クロロホルム		色度	
ジクロロ酢酸		濁度	
ジブロモクロロメタン			
臭素酸			

※1 2-メチルイソボルネオール及びジェオスミンはカビ臭の元となる藍藻類が生成する化学物質の一つです。藍藻類は夏季に繁殖が進むため、カビ臭原因物質の生成が増加する傾向にあります。そのため、夏季の7～9月に検査を実施します。

(注) 年度途中に検査回数の変更の必要性が生じた場合、変更になる場合があります。

(2) その他の項目

ア 指標菌検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「課長通知」という。）に従い、各水源において必要とされる検査回数で指標菌検査を行います。(注)

イ クリプトスポリジウム等検査

課長通知における汚染のおそれの判断（リスクレベル1から4）に従い、各水源において必要とされる検査回数でクリプトスポリジウム等検査を行います。なお、ろ過設備を有している施設で浄水濁度が水質管理値の0.1度を超えたときは、「水道におけるクリプトスポリジウム等汚染時対応マニュアル～クリプトスポリジウム等水質検査実施要領編～」に従って臨時に検査を行います。

また、リスクレベルが1および2に該当するろ過設備のない施設については、指標菌が検出されたときにリスクレベルの変更を行います。なお、検査対象の採取地点・検査項目・検査回数等の詳細については、資料の水質検査計画表をご覧ください。(注)

(注) 年度途中に検査回数の変更の必要性が生じた場合、変更になる場合があります。

6 検査方法及び検査の委託

検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」平成15年厚生労働省告示第261号）により行います。なお、その他の検査方法については、上水試験法（日本水道協会）等に従って行います。

水質検査は、基本的に自己検査とし、迅速な水質管理体制の確保に努めています。ただし、機器の未整備などの理由により一部の区域の検査については、国の登録を受けた検査機関に委託します。

毎日検査は、検査方法が容易であることから、一部を除いて私人へお願いし、各家庭の蛇口で毎日行います。

検査実施主体一覧表

検査項目	検査の実施主体	区 域	地 域
毎日検査項目	私人	統合前上水	河原の一部を除く全ての給水区域
		統合前簡水	
	水道局	統合前上水	河原の一部
水質基準項目	水道局	統合前上水	鳥取・国府・河原・青谷
		統合前簡水	鳥取・福部・国府・用瀬
	登録検査機関	統合前簡水	佐治・気高・鹿野・青谷
水質管理目標設定項目 （農薬類を含む）	水道局	統合前簡水	鳥取
水質管理目標設定項目 （農薬類は除く）	水道局	統合前簡水	佐治
指標菌検査	水道局	統合前上水	鳥取・国府・河原・青谷
		統合前簡水	鳥取・福部・国府・用瀬
	登録検査機関	統合前簡水	佐治・気高・鹿野・青谷
クリプトスポリジウム等 検査	水道局	統合前上水	鳥取・河原・青谷
	登録検査機関	統合前簡水	全ての給水区域

7 臨時の検査

臨時の検査は、以下に挙げる事態が発生して、水質基準を超過しているおそれがある項目の検査を行います。

- (1) 原水の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺に消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) 定期の検査により水質の異常が判明したとき。
- (7) 水質汚染事故等により水源が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (8) その他特に必要があると認められるとき。

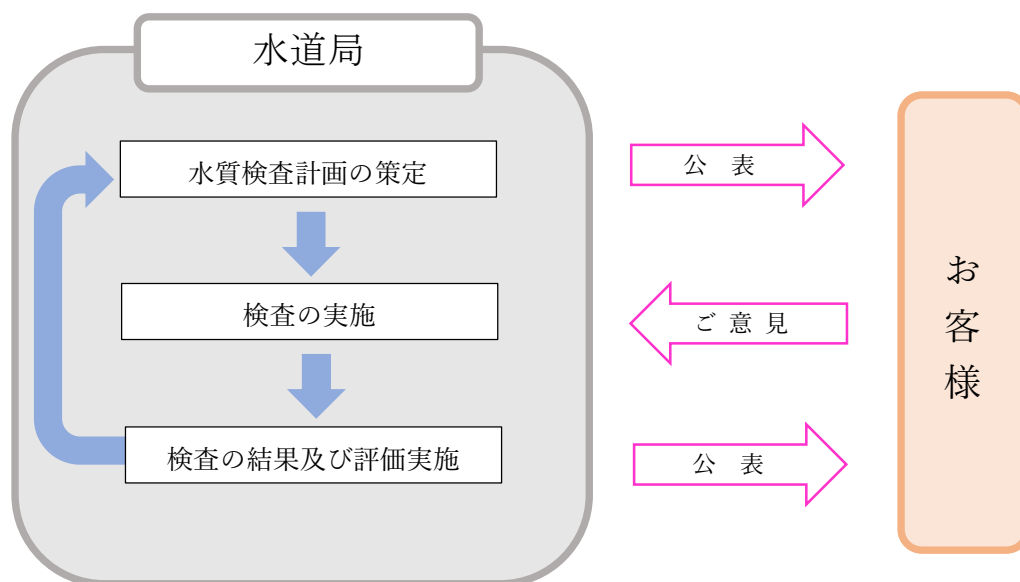
8 検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、水道局国安庁舎、江山浄水場及び水道局ホームページで公表します。

検査結果は、定期的に水道局ホームページに掲載するとともに、年度ごとに「水質試験年報」を作成して公表します。「水質試験年報」は、水道局国安庁舎、鳥取県立図書館および鳥取市立中央図書館で閲覧できるほか、水道局ホームページでも掲載しています。

9 検査結果の評価と検査計画の見直し

公表した検査結果（過去の検出状況）を評価し、お客様からの意見や要望を踏まえて、次年度の検査計画に反映させます。



10 検査結果の信頼性確保と精度管理

検査の信頼性を確保するため、環境省、鳥取県及び民間が行う統一試料による外部精度管理に参加します。また、内部精度管理体制を充実させ「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」を遵守することにより検査の信頼性確保に努めます。

さらに、他の検査機関及び関係学術研究団体との技術研修会を持ち、知識や分析技術等の向上を目指します。

11 関係機関との連携

水道局では、水源における水質汚染事故の発生時等の緊急時に、千代川水系水質汚濁防止連絡協議会の会員として迅速な対応ができるようにしています。

また、水質環境の保全等のため国土交通省、鳥取県、千代川流域自治体及び各種団体で構成する千代川流域圏会議を組織し、清流及び水質保全のための施策や情報交換等の活動を行っていきます。

「水質検査計画」に対する御意見等がありましたら、水道局までお寄せください。

－問い合わせ先－

浄水課水質検査室

TEL 0857-53-7963

FAX 0857-53-7823

E-mail jousui@water.tottori.tottori.jp

資 料 1

- ・ 江山浄水場配水区域 （鳥取・国府・福部・河原地域）
- ・ 河原地域 （江山浄水場配水区域は除く）
- ・ 青谷地域 （統合前上水）

表1-1 江山浄水場配水区域（鳥取・国府・福部・河原地域）検査計画表（毎日検査項目）

	項 目	評 価	検査回数
1	色	異常がないこと	3 6 5
2	濁り	異常がないこと	
3	消毒効果（残留塩素）	遊離残留塩素濃度として0.1 mg/L以上	

表1-2 江山浄水場配水区域（鳥取・国府・福部・河原地域）検査計画表（水質基準項目）

	項 目	基準値	給水栓水	千代川表流水・ 江山浄水場原水※1
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1 2	1 2
2	大腸菌	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下		
8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L 以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下		
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01 mg/L 以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下		
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下		
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下		—
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下		
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下		
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下		
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下		
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下		
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下		
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下		
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下		
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下		4
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下		
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下		
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下		
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下		
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下		
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	1 2	1 2
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	4	4
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	1	1
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下		
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下		
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下		
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	1 2	1 2
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下		
48	pH値	5.8～8.6		1 2
49	味	異常でないこと		
50	臭気	異常でないこと		
51	色度	5 度以下		
52	濁度	2 度以下		

※1 叶水源、国安水源、向国安水源が混ざった浄水処理前の原水です。

表1-3 江山浄水場配水区域（鳥取・国府・福部・河原地域）検査計画表（指標菌検査及びクリプトスポリジウム等検査）

（検査項目）

対 象	指標菌検査項目	クリプトスポリジウム等検査項目
原水、河川水	大腸菌	クリプトスポリジウム
	嫌気性芽胞菌	ジアルジア

（検査回数等）

水源等	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
千代川表流水	—	—	1 2	—
江山浄水場原水	3	有	1 2	1 2

※1 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）におけるリスクレベルです。

※2 対策指針におけるリスクレベルが3又は4の場合の対応施設の有無。リスクレベル1又は2は対応施設の必要がないため、他の原因で対応施設が設置済みでも「不要」としています。

表2-1 河原地域（江山浄水場配水区域は除く）・青谷地域（統合前上水）検査計画表（毎日検査項目）

	項 目	評 価	検査回数
1	色	異常がないこと	3 6 5
2	濁り	異常がないこと	
3	消毒効果（残留塩素）	遊離残留塩素濃度として0.1 mg/L以上	

表2-2 河原地域（江山浄水場配水区域は除く）・青谷地域（統合前上水）検査計画表（水質基準項目）

項 目		基準値	給水栓水 検査回数	原水・河川水 検査回数
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1 2	1
2	大腸菌	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下		
8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L 以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下		
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	—	
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下		
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下		
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下		
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下		
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下		
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下		
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下		
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下		
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下		
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下		
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下		
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下		
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下		
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下		
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下		
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下		
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	4	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下		
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下		
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	1	
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下		
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下		
48	pH値	5.8～8.6		
49	味	異常でないこと	1 2	—
50	臭気	異常でないこと		
51	色度	5 度以下		
52	濁度	2 度以下		

表2-3 河原地域（江山浄水場配水区域は除く）・青谷地域（統合前上水）検査計画表（指標菌検査及びクリプトスポリジウム等検査）

（検査項目）

対 象	指標菌検査項目	クリプトスポリジウム等検査項目
原水、河川水	大腸菌	クリプトスポリジウム
	嫌気性芽胞菌	ジアルジア

（検査回数等）

河原地域

水源等	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
曳田川表流水	—	—	4	—
曳田水源	1	不要	4	—
水根水源	1	不要	4	—
稲常水源	1	不要	4	—
北村水源	3	無	1 2	4
小河内水源	3	無	1 2	4
落河内水源	1	不要	4	—
新田水源	3	有	4	2

青谷地域

水源等	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
不動山水源	3	有	4	2
鳴滝水源	3	有	4	2
青谷小畑水源	4	有	4	2
河原水源	1	不要	4	—

※1 対策指針におけるリスクレベルです。

※2 対策指針におけるリスクレベルが3又は4の場合の対応施設の有無。リスクレベル1又は2は対応施設の必要がないため、他の原因で対応施設が設置済みでも「不要」としています。

資 料 2

- ・ 鳥取地域
 - ・ 国府地域
 - ・ 福部地域
 - ・ 用瀬地域
 - ・ 佐治地域
 - ・ 気高地域
 - ・ 鹿野地域
 - ・ 青谷地域
- （江山浄水場配水区域を除いた配水区域）
- （統合前上水を除いた配水区域）

表1-1 検査計画表（毎日検査項目）

	項 目	評 価	検査回数
1	色	異常がないこと	3 6 5
2	濁り	異常がないこと	
3	消毒効果（残留塩素）	遊離残留塩素濃度として0.1 mg/L以上	

表1-2 検査計画表（水質基準項目）

項 目		基準値	給水栓水検査回数		原水検査回数	
			地域 1 (注)	地域 2 (注)		
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1 2	1 2	1 ※2	
2	大腸菌	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4 ※1	1 ※1		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	1 ※1			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下				
8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L 以下				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	4 ※1			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	1 ※1			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下				
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下				
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(P F O S)及び ペルフルオロオクタン酸(P F O A)	0.00005mg/L 以下		4 ※1		4 ※1
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	1 ※1	4 ※1		
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下				
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下				
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下				
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下				
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L 以下				
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下				
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下				
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下				
30	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L 以下				
31	ブromホルム	0.09 mg/L 以下				
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下				
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1 ※1	1 ※1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下				
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下				
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下				
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下				
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下				
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	1 2	1 2	1 ※2	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	4 ※1	1 ※1		
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	1 ※1	1 ※1		
43	ジオスミン※1	0.00001 mg/L 以下				
44	2-メチルイソボルネオール※1	0.00001 mg/L 以下				
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下				
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	1 2	1 2		
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下				
48	p H値	5.8～8.6				
49	味	異常でないこと				
50	臭気	異常でないこと				
51	色度	5 度以下				
52	濁度	2 度以下				

※1 給水栓水の検査回数を変更する基準は、表1-2-1、検査回数を変更する水源及び項目については表1-2-2を参照。

※2 原水の検査回数を変更する基準は、表1-2-3、検査回数を変更する水源及び項目については表1-2-4を参照。

（注）地域 1・・・鳥取、福部、国府、用瀬地域 地域 2・・・佐治、気高、鹿野、青谷地域

表1-2-1 給水栓水の検査項目の検査回数等の変更基準（水質基準項目）

記号	理 由	表1-2の検査回数	変更後の検査回数
(ア)	結果値が過去3年間に水質基準値の20%を超過した	1	4
(イ)	結果値が過去3年間に水質基準値の50%を超過した	4又は1	1 2 又は 4 ※ 1
(ウ)	該当する原水の項目の結果値が過去3年間に水質基準値の50%を超過した	1	4
(エ)	法令等により、検査回数の変更の必要性が生じた	1 2、4又は1	必要に応じて変更
(オ)	過去3年間に浄水方法等が変更された	1	4
(カ)	年度途中でその他検査回数の変更が必要と認められた	1 2、4及び1	必要に応じて変更

※1 表1-2 項目No. 22～32の場合

表1-2-2 検査計画表（表1-2-1の給水栓水検査回数を変更する水源及び項目）

鳥取地域

水 源	項 目	検査回数	変更理由	備 考
有富	鉛	1 2	(イ)	
	鉄	1 2	(イ)	
御熊	陰イオン界面活性剤	4	(ア)	

国府地域

水 源	項 目	検査回数	変更理由	備 考
雨滝	全項目（52項目）	4	(オ)	令和8年度浄水方法変更
大石	全項目（52項目）	4	(オ)	令和6年度浄水方法変更
神護	蒸発残留物	1 2	(イ)	
上地	マンガン	1 2	(イ)	

佐治地域

水 源	項 目	検査回数	変更理由	備 考
華立 中島	蒸発残留物	4	(ア)	
西加茂	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	(ア)	
津無	蒸発残留物	4	(ア)	
余戸	全項目（52項目）	4	(カ)	令和5年度水源変更
尾際	ヒ素	1 2	(イ)	
	フッ素	1 2	(イ)	
	マンガン	4	(ウ)	
	硬度	4	(ア)	
	蒸発残留物	4	(ア)	

気高地域

水 源	項 目	検査回数	変更理由	備 考
八幡	硬度	4	(ア)	
	蒸発残留物	4	(ア)	
高江第1 高江第2	蒸発残留物	4	(ア)	
郡家	蒸発残留物	4	(ア)	
船磯	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	(ア)	
	蒸発残留物	4	(ア)	

鹿野地域

水 源	項 目	検査回数	変更理由	備 考
勝谷	ヒ素	4	(ア)	
	フッ素	4	(ア)	
	蒸発残留物	4	(ア)	
今市第1	アルミニウム	1 2	(イ)	

青谷地域

水 源	項 目	検査回数	変更理由	備 考
桑原	アルミニウム	4	(ア)	
長和瀬	硬度	4	(ア)	
	蒸発残留物	4	(ア)	
八葉寺	アルミニウム	4	(ア)	
早牛	アルミニウム	4	(ア)	
露谷	蒸発残留物	4	(ア)	

表1-2-3 原水の検査項目の検査回数等の変更基準（水質基準項目）

記 号	理 由	表1-2の検査回数	変更後の検査回数
(キ)	結果値が過去3年間に水質基準値の50%を超過した項目	1	4
(ク)	過去3年間に水源の種別、取水地点を変更又は再稼働した	1	4
(ケ)	法令等により、検査回数の変更の必要性が生じた	1 2、4又は1	必要に応じて変更
(コ)	年度途中にその他検査回数の変更が必要と認められた	1 2、4又は1	必要に応じて変更

表1-2-4 検査計画表（表1-2-3の原水検査回数を変更する水源及び項目）

鳥取地域

水 源	項 目	変更後回数	変更理由	備 考
河内	鉄	4	(キ)	
細見	鉄	4	(キ)	
	マンガン			
高路	鉄	4	(キ)	
	マンガン			

国府地域

水源	項 目	変更後回数	変更理由	備 考
雨滝	フッ素	4	(キ)	
	アルミニウム	4	(キ)	
上地	亜硝酸態窒素	4	(キ)	
神護	蒸発残留物	4	(キ)	

福部地域

水源	項 目	変更後回数	変更理由	備 考
箭溪	鉄	4	(キ)	

佐治地域

水源	項 目	変更後回数	変更理由	備 考
余戸	全項目（40項目）	4	(ク)	令和5年度水源変更
尾際	フッ素	4	(キ)	
	マンガン			
	ヒ素			

青谷地域

水源	項 目	変更後回数	変更理由	備 考
桑原	アルミニウム	4	(キ)	
八葉寺	アルミニウム	4	(キ)	

表1-3 検査計画表（水質管理目標設定項目）

項 目			検査回数	
			鳥取地域	佐治地域
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下		
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
8	トルエン	0.4 mg/L 以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下		
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	消毒剤として使用して いないため実施しない	消毒剤として使用して いないため実施しない
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下	1	1
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下		
15	農薬類※1	1 以下	1	—
16	残留塩素	1 mg/L 以下	1	1
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10～100 mg/L		
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下		
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下		
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下		
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下		
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) ※2	3 mg/L 以下		
23	臭気強度 (TON)	3 以下		
24	蒸発残留物	30～200 mg/L		
25	濁度	1 度以下		
26	pH 値	7.5 程度		
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 以上極力 0 に 近づける		
28	従属栄養細菌	2,000 個/mL 以下		
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下		
項 目 数			2 4	2 3

項目番号4、6、7及び11番は欠番

※1 対象農薬については「農薬類の内訳表」を参照。

※2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）の検査で代替します。

表1-4 検査計画表（指標菌検査及びクリプトスポリジウム等検査）

（検査項目）

対 象	指標菌検査項目	クリプトスポリジウム等検査項目
原水	大腸菌	クリプトスポリジウム
	嫌気性芽胞菌	ジアルジア

（検査回数等）

鳥取地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
河内水源	3	有	4	2
有富水源	4	有	4	2
幸川水源	1	不要	4	—
岩坪水源	3	無	1 2	4
上砂見水源	1	不要	4	—
細見水源	1	不要	4	—
高路水源	3	無	1 2	4
百谷水源	1	不要	4	—
明治水源	3	有	4	2
神戸水源	1	不要	4	—
御熊水源	1	不要	4	—

国府地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
山崎第1水源	3	無	1 2	4
山崎第2水源	1	不要	4	—
雨滝水源	3	有	4	2
大石水源	3	有	4	2
楠城水源	3	無	1 2	4
神護水源	1	不要	4	—
上地水源	1	不要	4	—
荒舟水源	3	無	1 2	4

福部地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
蔵見水源	1	不要	4	—
上野水源	1	不要	4	—
箭溪水源	1	不要	4	—

用瀬地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
用瀬水源	1	不要	4	—
大村水源	1	不要	4	—
樟原水源	1	不要	4	—
社中央水源	4	有	4	2
上安蔵水源	3	無	1 2	4
屋住水源	1	不要	4	—
江波水源	4	有	4	2

佐治地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
華立水源	3	有	4	2
中島水源	3	無	1 2	4
中佐治水源	3	無	1 2	4
西加茂水源	3	無	1 2	4
津無水源	1	不要	4	—
津野水源	2	不要	4	—
大水水源	2	不要	4	—
畑水源	3	無	1 2	4
つく谷水源	3	無	1 2	4
余戸水源	1	不要	4	—
河本水源	3	無	1 2	4
尾際水源	1	不要	4	—
万蔵水源	3	無	1 2	4

気高地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
下光元水源	1	不要	4	—
宝木水源	1	不要	4	—
宿水源	3	無	1 2	4
常松瑞穂水源	1	不要	4	—
八幡水源	1	不要	4	—
高江第1水源	1	不要	4	—
高江第2水源	1	不要	4	—
郡家第2水源	1	不要	4	—
殿水源	3	無	1 2	4
郡家水源	1	不要	4	—
船磯水源	3	有	4	2

鹿野地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
鹿野水源	3	無	1 2	4
今市水源第1水源	3	無	1 2	4
勝谷水源	3	無	1 2	4
河内上条水源	2	不要	4	—
鹿野小畑水源	3	無	1 2	4

青谷地域

水 源	リスクレベル※1	対応施設の有無※2	指標菌検査 検査回数	クリプトスポリジウム等検査 検査回数
桑原水源	4	有	4	2
長和瀬水源	3	無	1 2	4
蔵内水源	3	有	4	2
八葉寺水源	3	無	1 2	4
早牛水源	4	有	4	2
露谷水源	3	無	1 2	4

※1 対策指針におけるリスクレベルです。

※2 対策指針におけるリスクレベルが3又は4の場合の対応施設の有無。リスクレベル1又は2は対応施設の必要がないため、他の原因で対応施設が設置済みでも「不要」としています。

資 料 3

- ・ 検査箇所一覧表
- ・ 図 面

検査箇所一覧表

< 統合前上水 >

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
鳥取地域 (江山浄水場 配水区域)	給水栓水	毎日検査項目	松並町二丁目(上町配水池系) 小西谷(小西谷配水池系) 国府町美敷(広西配水池系) 円通寺(米里配水池系) 越路(若葉台配水池系) 浜坂八丁目(中ノ郷配水池系) 福部町細川(湯山配水池系) 大畑(吉岡配水池系) 矢矯(矢矯配水池系) 湖山町南二丁目(徳尾配水池系) 賀露町西三丁目(賀露配水池系) 小沢見(末恒配水池系)	12
		水質基準項目	滝山(小西谷配水池系) 国府町美敷(広西配水池系) 円通寺(米里配水池系) 越路(若葉台配水池系) 浜坂八丁目(中ノ郷配水池系) 福部町細川(湯山配水池系) 覚寺(円護寺配水池系) 野坂(桂見配水池系) 大畑(吉岡配水池系) 湖山町東一丁目(徳尾配水池系) 賀露町北二丁目(賀露配水池系) 内海中(末恒配水池系)	12
	浄水	水質基準項目	横枕(江山浄水場)	1
	原水	水質基準項目	横枕(江山浄水場)	1
		指標菌検査	横枕(江山浄水場)	1
		クリプトスポリジウム等検査	横枕(江山浄水場)	1
	河川水	水質基準項目	千代川(源太橋)	1
		指標菌検査	千代川(源太橋)	1
河原地域 (江山浄水場 配水区域)	給水栓水	毎日検査項目	河原町谷一木(谷一木配水池系) 河原町布袋(下味野高地区系) 河原町三谷(山手配水池系) 河原町片山(片山配水池系)	4
		水質基準項目	河原町渡一木(谷一木配水池系) 河原町布袋(下味野高地区系) 河原町三谷(山手配水池系) 河原町片山(片山配水池系)	4
河原地域	給水栓水	毎日検査項目	河原町曳田(曳田配水池系) 河原町小畑(小畑配水池系) 河原町釜口(散岐配水池系) 河原町小倉(水根配水池系) 河原町稲常(稲常配水池系) 河原町弓河内(北村配水池系) 河原町牛戸(小河内第2配水池系) 河原町神馬(神馬配水池系) 河原町北村(落河内配水池系) 河原町小河内(新田配水池系)	10
	給水栓水	水質基準項目	河原町中井(中井配水池系) 河原町小畑(小畑配水池系) 河原町釜口(散岐配水池系) 河原町小倉(水根配水池系) 河原町稲常(稲常配水池系) 河原町弓河内(北村配水池系) 河原町中井(小河内第2配水池系) 河原町神馬(神馬配水池系) 河原町北村(落河内配水池系) 河原町小河内(新田配水池系)	10

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
河原地域	原水	水質基準項目	河原町曳田（曳田水源系） 河原町水根（水根水源系） 河原町稲常（稲常水源系） 河原町北村（北村水源系） 河原町小河内（小河内水源系） 河原町北村（落河内水源系） 河原町小河内（新田水源系）	7
		指標菌検査	河原町曳田（曳田水源系） 河原町水根（水根水源系） 河原町稲常（稲常水源系） 河原町北村（北村水源系） 河原町小河内（小河内水源系） 河原町北村（落河内水源系） 河原町小河内（新田水源系）	7
		クリプトスポリジウム等検査	河原町北村（北村水源系） 河原町小河内（小河内水源系） 河原町小河内（新田水源系）	3
	河川水	水質基準項目	曳田川（姫沼橋）	1
		指標菌検査	曳田川（姫沼橋）	1
青谷地域	給水栓水	毎日検査項目	青谷町大坪（城山配水池系） 青谷町青谷（夏泊配水池系） 青谷町絹見（絹見配水池系） 青谷町山田（山田配水池系） 青谷町小畑（小畑配水池系） 青谷町山根（河原配水池系）	6
		水質基準項目	青谷町大坪（城山配水池系） 青谷町夏泊（夏泊配水池系） 青谷町絹見（絹見配水池系） 青谷町山田（山田配水池系） 青谷町小畑（小畑配水池系） 青谷町山根（河原配水池系）	6
	原水	水質基準項目	青谷町亀尻（不動山水源系） 青谷町鳴滝（鳴滝水源系） 青谷町小畑（青谷小畑水源系） 青谷町河原（河原水源系）	4
		指標菌検査	青谷町亀尻（不動山水源系） 青谷町鳴滝（鳴滝水源系） 青谷町小畑（青谷小畑水源系） 青谷町河原（河原水源系）	4
		クリプトスポリジウム等検査	青谷町亀尻（不動山水源系） 青谷町鳴滝（鳴滝水源系） 青谷町小畑（青谷小畑水源系）	3
	河川水	水質基準項目	勝部川（落合橋）	1

（注）給水区域の再編が行われた場合、年度の途中で検査箇所の変更等があります。

<統合前簡水>

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
鳥取地域	給水栓水	毎日検査項目	槇原（河内水源系） 有富（有富水源系） 福井（辛川水源系） 岩坪（岩坪水源系） 上砂見（上砂見水源系） 細見（細見水源系） 高路（高路水源系） 滝山（百谷水源系） 松上（明治水源系） 下砂見（神戸水源系） 御熊（御熊水源系）	11

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
鳥取地域	給水栓水	水質基準項目	横原（河内水源系） 有富（有富水源系） 福井（辛川水源系） 岩坪（岩坪水源系） 上砂見（上砂見水源系） 細見（細見水源系） 高路（高路水源系） 百谷（百谷水源系） 上原（明治水源系） 中砂見（神戸水源系） 御熊（御熊水源系）	11
		水質管理目標設定項目	横原（河内水源系） 有富（有富水源系） 福井（辛川水源系） 岩坪（岩坪水源系） 上砂見（上砂見水源系） 細見（細見水源系） 高路（高路水源系） 百谷（百谷水源系） 上原（明治水源系） 中砂見（神戸水源系） 御熊（御熊水源系）	11
	原水	水質基準項目	河内（河内水源系） 有富（有富水源系） 福井（辛川水源系） 岩坪（岩坪水源系） 上砂見（上砂見水源系） 細見（細見水源系） 高路（高路水源系） 百谷（百谷水源系） 横原（明治水源系） 中砂見（神戸水源系） 御熊（御熊水源系）	11
		指標菌検査	河内（河内水源系） 有富（有富水源系） 福井（辛川水源系） 岩坪（岩坪水源系） 上砂見（上砂見水源系） 細見（細見水源系） 高路（高路水源系） 百谷（百谷水源系） 横原（明治水源系） 中砂見（神戸水源系） 御熊（御熊水源系）	11
		クリプトスポリジウム等検査	河内（河内水源系） 有富（有富水源系） 岩坪（岩坪水源系） 高路（高路水源系） 横原（明治水源系）	5
国府地域	給水栓水	毎日検査項目	国府町高岡（山崎第1・第2水源清水配水池系） 国府町神垣（山崎第1・第2水源新井配水池系） 国府町下木原（雨滝水源系） 国府町栃本（大石水源系） 国府町楠城（楠城水源系） 国府町上地（上地水源系） 国府町荒舟（荒舟水源系） 国府町神護（神護水源系）	8
		水質基準項目	国府町高岡（山崎第1・第2水源清水配水池系） 国府町神垣（山崎第1・第2水源新井配水池系） 国府町下木原（雨滝水源系） 国府町栃本（大石水源系） 国府町楠城（楠城水源系） 国府町上地（上地水源系） 国府町荒舟（荒舟水源系） 国府町神護（神護水源系）	8

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
国府地域	原水	水質基準項目	国府町山崎（山崎第1水源系） 国府町山崎（山崎第2水源系） 国府町雨滝（雨滝水源系） 国府町大石（大石水源系） 国府町楠城（楠城水源系） 国府町上地（上地水源系） 国府町荒舟（荒舟水源系） 国府町神護（神護水源系）	8
		指標菌検査	国府町山崎（山崎第1水源系） 国府町山崎（山崎第2水源系） 国府町雨滝（雨滝水源系） 国府町大石（大石水源系） 国府町楠城（楠城水源系） 国府町上地（上地水源系） 国府町荒舟（荒舟水源系） 国府町神護（神護水源系）	8
		クリプトスポリジウム等検査	国府町山崎（山崎第1水源系） 国府町雨滝（雨滝水源系） 国府町大石（大石水源系） 国府町楠城（楠城水源系） 国府町荒舟（荒舟水源系）	5
福部地域	給水栓水	毎日検査項目	福部町蔵見（蔵見水源中配水池系） 福部町左近（蔵見水源左近配水池系） 福部町久志羅（上野水源系） 福部町八重原（箭溪水源系）	4
		水質基準項目	福部町蔵見（蔵見水源中配水池系） 福部町左近（蔵見水源左近配水池系） 福部町左近（上野水源系） 福部町箭溪（箭溪水源系）	4
	原水	水質基準項目	福部町南田（蔵見水源系） 福部町左近（上野水源系） 福部町八重原（箭溪水源系）	3
		指標菌検査	福部町南田（蔵見水源系） 福部町左近（上野水源系） 福部町八重原（箭溪水源系）	3
用瀬地域	給水栓水	毎日検査項目	用瀬町別府（用瀬水源系） 用瀬町赤波（大村水源系） 用瀬町樟原（樟原水源系） 用瀬町安蔵（社中央水源系） 用瀬町安蔵（上安蔵水源系） 用瀬町下屋住（屋住水源系） 用瀬町江波（江波水源系）	7
		水質基準項目	用瀬町用瀬（用瀬水源系） 用瀬町鷹狩（大村水源系） 用瀬町宮原（樟原水源系） 用瀬町安蔵（社中央水源系） 用瀬町安蔵（上安蔵水源系） 用瀬町屋住（屋住水源系） 用瀬町江波（江波水源系）	7
	原水	水質基準項目	用瀬町用瀬（用瀬水源系） 用瀬町古用瀬（大村水源系） 用瀬町樟原（樟原水源系） 用瀬町安蔵（社中央水源系） 用瀬町安蔵（上安蔵水源系） 用瀬町屋住（屋住水源系） 用瀬町江波（江波水源系）	7
		指標菌検査	用瀬町用瀬（用瀬水源系） 用瀬町古用瀬（大村水源系） 用瀬町樟原（樟原水源系） 用瀬町安蔵（社中央水源系） 用瀬町安蔵（上安蔵水源系） 用瀬町屋住（屋住水源系） 用瀬町江波（江波水源系）	7
		クリプトスポリジウム等検査	用瀬町安蔵（社中央水源系） 用瀬町安蔵（上安蔵水源系） 用瀬町江波（江波水源系）	3

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
佐治地域	給水栓水	毎日検査項目	佐治町葛谷（華立・中島水源系） 佐治町加瀬木（中佐治水源系） 佐治町加茂（西加茂水源系） 佐治町津無（津無水源系） 佐治町津野（津野水源系） 佐治町加茂（大水水源系） 佐治町畑（畑水源系） 佐治町つく谷（つく谷水源系） 佐治町余戸（余戸水源系） 佐治町河本（河本水源系） 佐治町尾際（尾際水源系） 佐治町加茂（万蔵水源系）	12
		水質基準項目	佐治町古市（華立・中島水源系） 佐治町加瀬木（中佐治水源系） 佐治町加茂（西加茂水源系） 佐治町津無（津無水源系） 佐治町津野（津野水源系） 佐治町加茂（大水水源系） 佐治町畑（畑水源系） 佐治町つく谷（つく谷水源系） 佐治町余戸（余戸水源系） 佐治町河本（河本水源系） 佐治町尾際（尾際水源系） 佐治町加茂（万蔵水源系）	12
		水質管理目標設定項目	佐治町古市（華立・中島水源系） 佐治町加瀬木（中佐治水源系） 佐治町加茂（西加茂水源系） 佐治町津無（津無水源系） 佐治町津野（津野水源系） 佐治町加茂（大水水源系） 佐治町畑（畑水源系） 佐治町つく谷（つく谷水源系） 佐治町余戸（余戸水源系） 佐治町河本（河本水源系） 佐治町尾際（尾際水源系） 佐治町加茂（万蔵水源系）	12
	原水	水質基準項目	佐治町葛谷（華立水源系） 佐治町古市（中島水源系） 佐治町高山（中佐治水源系） 佐治町加茂（西加茂水源系） 佐治町津無（津無水源系） 佐治町津野（津野水源系） 佐治町加茂（大水水源系） 佐治町畑（畑水源系） 佐治町つく谷（つく谷水源系） 佐治町余戸（余戸水源系） 佐治町河本（河本水源系） 佐治町尾際（尾際水源系） 佐治町福園（万蔵水源系）	13
		指標菌検査	佐治町葛谷（華立水源系） 佐治町古市（中島水源系） 佐治町高山（中佐治水源系） 佐治町加茂（西加茂水源系） 佐治町津無（津無水源系） 佐治町津野（津野水源系） 佐治町加茂（大水水源系） 佐治町畑（畑水源系） 佐治町つく谷（つく谷水源系） 佐治町余戸（余戸水源系） 佐治町河本（河本水源系） 佐治町尾際（尾際水源系） 佐治町福園（万蔵水源系）	13
		クリプトスポリジウム等検査	佐治町葛谷（華立水源系） 佐治町古市（中島水源系） 佐治町高山（中佐治水源系） 佐治町加茂（西加茂水源系） 佐治町畑（畑水源系） 佐治町つく谷（つく谷水源系） 佐治町河本（河本水源系）	8

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
佐治地域	原水	クリプトスポリジウム等検査	佐治町福園（万蔵水源系）	
気高地域	給水栓水	毎日検査項目	気高町下光元（下光元水源系） 気高町常松（宝木水源系） 気高町奥沢見（宝木水源系） 気高町重高（宿水源系） 気高町下坂本（常松瑞穂・下坂本水源系） 気高町浜村（八幡水源系） 気高町新町（高江第1・郡家第2水源系） 気高町殿（殿水源系） 気高町八束水（郡家水源系） 気高町八束水（船磯水源系）	10
		水質基準項目	気高町下光元（下光元水源系） 気高町富吉（宝木水源系） 気高町酒津（宝木水源系） 気高町奥沢見（宝木水源系） 気高町土居（宿水源系） 気高町日光（常松瑞穂・下坂本水源系） 気高町浜村（八幡水源系） 気高町八幡（高江第1・郡家第2水源系） 気高町山宮（殿水源系） 気高町会下（郡家水源系） 気高町八束水（船磯水源系）	11
	原水	水質基準項目	気高町下光元（下光元水源系） 気高町宝木（宝木水源系） 気高町宿（宿水源系） 気高町常松（常松瑞穂水源系） 気高町八幡（八幡水源系） 気高町高江（高江第1水源系） 気高町高江（高江第2水源系） 気高町郡家（郡家第2水源系） 気高町殿（殿水源系） 気高町会下（郡家水源系） 気高町八束水（船磯水源系）	11
		指標菌検査	気高町下光元（下光元水源系） 気高町宝木（宝木水源系） 気高町宿（宿水源系） 気高町常松（常松瑞穂水源系） 気高町八幡（八幡水源系） 気高町高江（高江第1水源系） 気高町高江（高江第2水源系） 気高町郡家（郡家第2水源系） 気高町殿（殿水源系） 気高町会下（郡家水源系） 気高町八束水（船磯水源系）	11
		クリプトスポリジウム等検査	気高町宿（宿水源系） 気高町殿（殿水源系） 気高町八束水（船磯水源系）	3
鹿野地域	給水栓水	毎日検査項目	鹿野町鹿野（鹿野水源系） 鹿野町末用（鹿野水源系） 鹿野町今市（今市第1水源系） 鹿野町岡木（勝谷水源系） 鹿野町河内（河内上条水源系） 鹿野町水谷（鹿野小畑水源系）	6
		水質基準項目	鹿野町鹿野（鹿野水源系） 鹿野町末用（鹿野水源系） 鹿野町今市（今市第1水源系） 鹿野町宮方（勝谷水源系） 鹿野町河内（河内上条水源系） 鹿野町水谷（鹿野小畑水源系）	6
	原水	水質基準項目	鹿野町鹿野（鹿野水源系） 鹿野町今市（今市第1水源系） 鹿野町宮方（勝谷水源系） 鹿野町河内（河内上条水源系） 鹿野町水谷（鹿野小畑水源系）	5

地域	検査対象	検査項目	検査箇所	箇所数
鹿野地域	原水	指標菌検査	鹿野町鹿野（鹿野水源系） 鹿野町今市（今市第1水源系） 鹿野町宮方（勝谷水源系） 鹿野町河内（河内上条水源系） 鹿野町水谷（鹿野小畑水源系）	5
		クリプトスポリジウム等検査	鹿野町鹿野（鹿野水源系） 鹿野町今市（今市第1水源系） 鹿野町宮方（勝谷水源系） 鹿野町水谷（鹿野小畑水源系）	4
青谷地域	給水栓水	毎日検査項目	青谷町田原谷（桑原水源系） 青谷町長和瀬（長和瀬水源系） 青谷町蔵内（蔵内水源系） 青谷町八葉寺（八葉寺水源系） 青谷町早牛（早牛水源系） 青谷町露谷（露谷水源系）	6
		水質基準項目	青谷町澄水（桑原水源系） 青谷町長和瀬（長和瀬水源系） 青谷町蔵内（蔵内水源系） 青谷町八葉寺（八葉寺水源系） 青谷町早牛（早牛水源系） 青谷町露谷（露谷水源系）	6
	原水	水質基準項目	青谷町桑原（桑原水源系） 青谷町長和瀬（長和瀬水源系） 青谷町蔵内（蔵内水源系） 青谷町八葉寺（八葉寺水源系） 青谷町早牛（早牛水源系） 青谷町露谷（露谷水源系）	6
		指標菌検査	青谷町桑原（桑原水源系） 青谷町長和瀬（長和瀬水源系） 青谷町蔵内（蔵内水源系） 青谷町八葉寺（八葉寺水源系） 青谷町早牛（早牛水源系） 青谷町露谷（露谷水源系）	6
		クリプトスポリジウム等検査	青谷町桑原（桑原水源系） 青谷町長和瀬（長和瀬水源系） 青谷町蔵内（蔵内水源系） 青谷町八葉寺（八葉寺水源系） 青谷町早牛（早牛水源系） 青谷町露谷（露谷水源系）	6

（注）給水区域の再編が行われた場合、年度の途中で検査箇所の変更等があります。



図2 統合前上水河原地域

採 水 箇 所			
<河川水>		<給水栓水>	
☆ 曳田川表流水 (河原町曳田)		① 河原町渡一木 (谷一木系※)	① 河原町谷一木 (谷一木系※)
		② 河原町中井 (曳田系)	② 河原町曳田 (曳田系)
		③ 河原町小畑 (曳田系)	③ 河原町小畑 (曳田系)
		④ 河原町釜口 (曳田系)	④ 河原町釜口 (曳田系)
		⑤ 河原町布袋 (下味野高地区系※)	⑤ 河原町布袋 (下味野高地区系※)
		⑥ 河原町小倉 (水根系)	⑥ 河原町小倉 (水根系)
		⑦ 河原町三谷 (山手系※)	⑦ 河原町三谷 (山手系※)
		⑧ 河原町稲常 (稲常系)	⑧ 河原町稲常 (稲常系)
		⑨ 河原町片山 (片山系※)	⑨ 河原町片山 (片山系※)
		⑩ 河原町弓河内 (北村系)	⑩ 河原町弓河内 (北村系)
		⑪ 河原町中井 (小河内系)	⑪ 河原町牛戸 (小河内系)
		⑫ 河原町神馬 (小河内系)	⑫ 河原町神馬 (小河内系)
		⑬ 河原町北村 (落河内系)	⑬ 河原町北村 (落河内系)
		⑭ 河原町小河内 (新田系)	⑭ 河原町小河内 (新田系)
		○ 印：水質基準項目検査箇所	
		□ 印：毎日検査箇所	

各水源ごとの給水区域	
谷一木系※	下味野高地区系※
曳田系	水根系
山手系※	稲常系
片山系※	北村系
北村系	小河内系
落河内系	新田系

※ 江山浄水場から送水

○印：水質基準項目検査箇所
□印：毎日検査箇所

-34-

新田浄水場
○ ⑭ 小河内

○ 小河内浄水場

神馬

○ 北村浄水場

弓河内

牛戸

中井

中井

○ 水根浄水場

小倉

千代川

曳田川表流水
曳田 ☆
○ 曳田浄水場

渡一木

布袋

○ 稲常浄水場
稲常

片山

三谷

八束

図3 統合前上水青谷地域

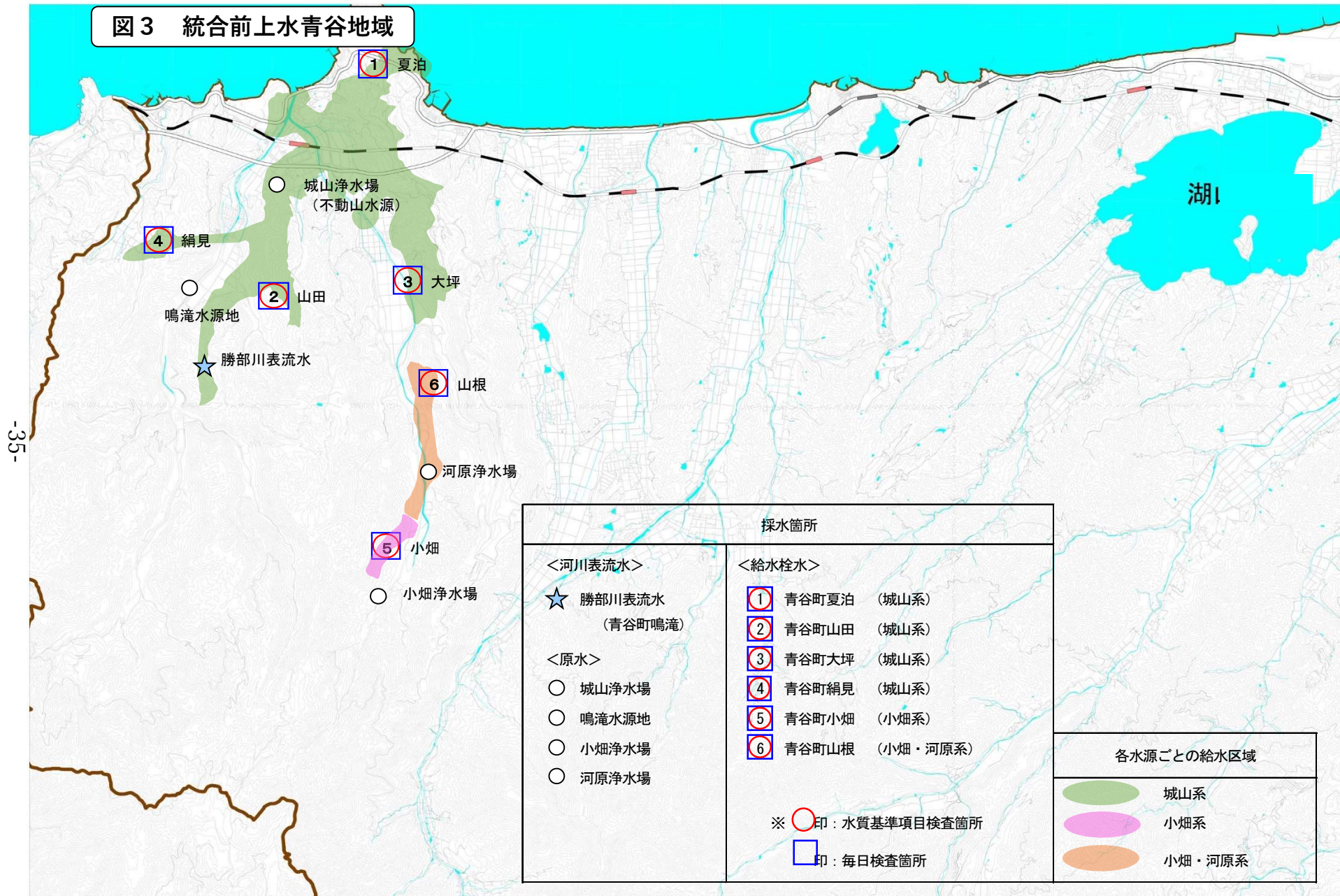


図4 鳥取市給水区域

